

# ◎給与支払報告書(総括表)について

## 令和6年度給与支払報告書(総括表)

1月31日までに提出してください

指定番号
18001111

宮城県登米市長 様		令和 6 年 1 月 11 日提出	
給与の支払期間		令和 5 年 1 月分から 12 月分まで	
給与支払者の個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	9 8 7	
フリガナ	トメシヨウジ		
給与支払者の氏名又は名称	登米市商事 株式会社		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	登米市商事 株式 <small>印字されている住所及び名称に変更がある場合は未書きで訂正してください。</small>		
フリガナ	ミヤギセントメシハサマチョウウナヌマザナカエ		
同上の所在地	〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 登米 太郎		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 総務 課 会計 係 登米 町子 (電話 0220-22-0000)	所轄税務署名 佐沼 税務署	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○税理士事務所 (電話 0220-22-0000)	給与の支払方法及びその期日	毎月10日
		納入書の添付	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	事業種目	小売業	
	受給者総人員	50人	
報告人員	特別徴収対象者	20人	
	普通徴収対象者(退職者)	4人	
	普通徴収対象者(退職者を除く)	6人	
	報告人員の合計	30人	

宮城県登米市提出用

### 記載方法等

- 特別徴収対象者  
在職者で市県民税を特別徴収する(給与から天引きして納める)者の数を記入してください。右記の普通徴収代替理由に該当しない全ての方が該当となります。
- 普通徴収対象者(退職者)  
退職者、5月末日までの退職予定者、休職者、5月末日までの休職予定者の合計を記入してください。  
※普通徴収代替理由書兼仕切書の「普F」欄に記載した数と一致。
- 普通徴収対象者(退職者を除く)  
退職(予定)、休職(予定)以外の理由で普通徴収を希望する者の人数を記載してください。  
※普通徴収代替理由書兼仕切書の「普A」、「普B」、「普C」、「普D」、「普E」欄に記載した数の合計と一致。
- 報告人員の合計  
報告人員の合計(提出する給与支払報告書の枚数の合計)を記入してください。  
※「特別徴収対象者」、「普通徴収対象者(退職者)」、「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄に記載した数の合計と一致。

※ 適正な理由なく事業所の希望により普通徴収とすることはできません。  
※ 令和3年1月提出分より、前々年に提出すべき給与支払報告書の枚数が100枚以上である事業所については、eLTAX(地方税ポータルシステム)又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

# ◎普通徴収代替理由書 兼 仕切書について

## 令和6年度普通徴収代替理由書 兼 仕切書

指定番号

18001111

宮城県登米市長 様

給与支払者の氏名又は名称	登米市商事 株式会社	
符号	普通徴収代替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下(下記「普B」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	1人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	2人
普D	給与の支払が不定期(給与の支払が毎月でない)	3人
普E	専業等従業者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者及び休職中又は休職予定者(5月末日まで)	4人
普通徴収代替人数合計		10人

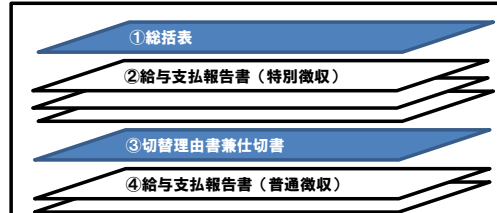
宮城県登米市提出用

- この普通徴収代替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(普A~普F)を示すものです。
- 普通徴収に切替える場合は、該当する方の給与支払報告書の摘要欄に必ず符号(普A~普F)を記入してください。
- eLTAX等の電子媒体で提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収代替理由の符号(普A~普F)を記入してください。

### 提出方法等

- 普通徴収への切替方法  
普通徴収を希望する方がいる場合は、必ずこの普通徴収代替理由書兼仕切書を添付して下記の順に重ねて提出してください。  
※総括表の普通徴収欄の記載がなく、普通徴収代替理由書兼仕切書の提出がない場合は、特別徴収となりますので、記載及び提出漏れのないように、注意してください。

### 提出時の重ね方



※スキャナーで読込むため、絶対にホチキス(針がないものを含む)で留めないでください。ただし、クリップ留めなどは可とします。

### お知らせ

令和5年度(4年分)から市町村に提出する給与支払報告書は受給者1名につき1枚となりました。2枚の提出は不要です。